国民健康保険

1 8月から保険証が更新されます
2 納付書が7月中旬に届きます
3 保険税の軽減があります（低所得世帯・非自発的失業者）
4 限度額適用認定証の申請・更新はお早めに
5 加入・脱退の手続きは

問合せ　国保ねんきん課　保険税係／医療給付係　☎33-4113

1 8月に保険証が更新されます

7月中旬に郵送

本市の国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成25年7月31日です（一部の人を除く）。8月1日から使用する新しい保険証は、**うす紫色**で、**7月中旬に郵送**します。

現在使用中の保険証は、8月1日以降に市役所本庁、各支所、出張所に返却するか、個人で廃棄してください。個人で廃棄する場合は、はさみで切るなどして、個人情報の漏えいに注意しましょう。

また、保険証は1年間使用するものです。紛失や破損などないよう、大切に使用しましょう。

表　※実際の色はうす紫色です

裏

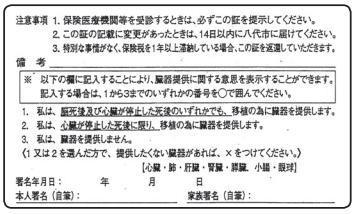

8月からの保険証（見本）

保険税係

2 納付書が7月中旬に届きます

保険税は、所得に応じて決まる**所得割**と被保険者数に応じて決まる**均等割**、世帯あたりに一定の金額がかけられる**平等割**を足しあわせて計算されます。

第1期から3期まで（4月から6月まで）の保険税は、平成24年度の保険税を基礎に仮算定していました。平成25年度の課税所得（平成24年中の所得）が確定したため、保険税の年税額を本算定しました。

第4期（7月）以降は、本算定した年税額から、納付した額（第1期から3期まで）を差し引き、残りの金額を9カ月間で調整した額を納めることになります。

本算定の納付書を**7月中旬**に、**世帯主宛**に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。

なお、**特定世帯**[※1]には、**世帯割額**[※2]（平等割額）を5年間、2分の1減額する措置があります。

さらに平成25年度から、この5年が経過した後の3年間、世帯（特定継続世帯）の世帯割額を4分の1減額する延長措置がとられます。

保険税係

用語解説

特定世帯[※1]…後期高齢者医療制度の導入により、一人だけが国民健康保険に残った世帯

世帯割額[※2]…世帯の国保加入者数に関係なく、決められた金額

3 保険税の軽減があります

低所得世帯 非自発的失業者

保険税係

◆低所得世帯への軽減率が拡大されました

低所得者世帯には、均等割と平等割の軽減が法で定められています。

本市では、平成25年度の本算定から、その軽減割合に0.5割上乗せする条例改正を行いました。

軽減割合の現行と改正後

現行（法定軽減）	改正後	軽減判定基準（前年の総所得）
7割	→ 7.5割	33万円以下
5割	→ 5.5割	33万円+（加入者数－世帯主）×24.5万円
2割	→ 2.5割	33万円+加入者数×35万円

※前年の総所得は、世帯主、国保加入者、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人の前年の所得合計

◆倒産や解雇などで離職した人は軽減されます

平成22年4月から、倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した「非自発的失業者」に対する保険税や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される制度が実施されています。

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30とみなして保険税を決定します。給与所得以外は軽減されません。

対象

次の3つすべてに当てはまる人が対象になります。

- 国民健康保険に加入している
- 離職日時点で、65歳未満
- 離職時に交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由（数字2桁）が次のいずれかに該当する

倒産、解雇などによる離職
離職理由コード…11・12・21・22・31・32

雇用期間満了などによる離職
離職理由コード…23・33・34

詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、お問合せください。

4 限度額適用認定証の申請・更新はお早めに

医療給付係

◆入院や高額な外来診療を受けるときは

入院や高額な外来診療を受け、医療機関などでの窓口負担が、自己負担限度額を超えた場合、申請により、超えた額は後から払い戻しされますが（※3）**高額療養費制度**、あらかじめ**「限度額適用認定証」**の交付を受け、医療機関などに提示すると、窓口負担を自己負担限度額までとすることができます。ただし、国保税の滞納がある場合は交付できません。

70歳から74歳の人に限っては、市民税非課税世帯の人が交付対象になります。

70歳未満の市民税非課税世帯で、国保税の滞納がある世帯の人には、限度額適用認定証は交付できませんが、入院中の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」は交付することができます。

認定証は、申請日の前月以前の診療分には適用はできません。早めに申請してください。

必要なもの
- 保険証
- 直近に納めた国保税領収書（口座振替や特別徴収以外の人のみ）
- 印かん

用語解説

※3 **高額療養費制度**
医療機関や薬局の窓口で支払った額（保険適用分のみ）が、1カ月のうち自己負担額を超えた場合に、その超えた金額を支給される制度

◆有効期限が平成25年7月31日の認定証は更新を

更新期間
7月1日(月)～8月30日(金)

平成25年8月1日以降も認定証が必要な人は、更新の手続きが必要になります。手続き後、窓口で即日交付しますが、国保税の納付確認ができない場合や、転入者で課税状況が不明な場合などは、8月中旬以降の郵送になることがあります。

（次頁へつづく）

更新条件

①70歳未満の人で、平成25年8月1日現在で国保税の未納がない世帯の人（納付期限が平成25年7月31日までの国保税）

・窓口納付の世帯の人は、7月中旬に納付書が届くので、7月納期分を納めてから申請をしてください。
・口座振替の世帯の人は、これまでの納付状況によっては、後日送付となる場合があります。
・70歳未満の市民税非課税世帯で、国保税の滞納がある世帯の人には、「限度額適用認定証」は交付できませんが、「標準負担額減額認定証」は交付できます。

②70歳から74歳までの市民税非課税世帯の人

必要なもの

・保険証
・直近に納めた国保税領収書（口座振替や特別徴収以外の人のみ）
・印かん

平成24年分の市民税未申告の人は、上位所得世帯の限度額適用区分で交付することになります。必ず事前に申告をしてください。

5 加入・脱退の手続きは

保険税係

加入

職場の健康保険などを喪失した後、任意継続または、他の健康保険に加入していない場合、国民健康保険の加入手続きが必要です。健康保険喪失日の翌日から14日以内に手続きをしてください。

なお、事業所や会社などは、国民健康保険の資格取得手続きは行いません。

◆必要なもの

・職場の「健康保険資格喪失証明書」など（被扶養者がいる場合は、被扶養者名と資格喪失年月日が明記してあるもの）
・印かん

脱退

職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。脱退手続きをするまでは、国民健康保険税がかかったままになっているので、早めに手続きをしてください。

なお、事業所や会社などは、国民健康保険の資格喪失手続きは行いません。

◆必要なもの

・職場の「健康保険証」または「健康保険資格取得証明書」
・現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）
・印かん

国民年金

病気や失業などで納付困難な人には国民年金保険料の免除制度と納付猶予が、学生には納付特例があります

問合せ　国保ねんきん課 年金係　☎33-4105

平成25年度の国民年金保険料月額15,040円

次の3つの制度に該当すると、承認された期間（一部免除は一部を納付した期間）は、老後に受け取る老齢年金の受給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、納付されたものとして取り扱われます。

保険料を未納のままにしておくと、老齢年金はもちろん、障害年金や遺族年金も受けられない恐れがあります。納付が困難だと思う人はご相談ください。

保険料免除制度

病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合に、前年所得に応じて保険料の全額または一部が免除になる制度

なお、免除された期間は、老齢年金の額を計算する際には、全額納めたときに比べて減額されますが、追納することによって、満額の年金額に近づけることができます。免除を受けた期間の保険料を10年までさかのぼって納める（追納する）ことができます。

若年者納付猶予制度

30歳未満で前年所得が一定以下の人に対し、保険料の納付を猶予する制度

学生納付特例制度

学生で、前年所得が一定以下の人に対し、在学中の保険料の納付を猶予する制度

平成24年度（平成24年7月～25年6月）の免除申請の受付は、7月31日㈬までです。

※学生納付特例の24年度分受付は、終了しました。

免除の種類と納付額一覧　（平成25年度現在）

免除の種類	所得判定対象者	納付すべき月額
全額免除	本人・配偶者・世帯主	0円
4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	3,760円
半額免除	本人・配偶者・世帯主	7,520円
4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	11,280円
若年者納付猶予	本人・配偶者	0円
学生納付特例	本人	0円

※4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。